

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	三重県
事業計画名	ミッションゼロ 2050 みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～
事業計画の期間	令和5年度～令和9年度

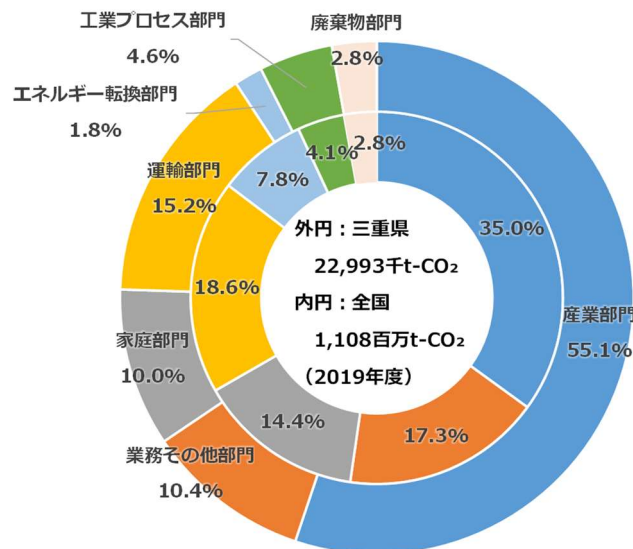
1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

（1）目指す地域脱炭素の姿

三重県の2019年度における温室効果ガス総排出量は24,559千t-CO₂（吸収源対策を除く）であり、そのうち、CO₂の排出量が22,993千t-CO₂を占めている。

CO₂排出量については、三重県が全国有数の工業地域であるという特徴から、「産業部門」の排出割合が55.1%と高く、次いで「運輸部門」が15.2%、「業務その他部門」が10.4%、「家庭部門」が10.0%を占めている。（図1）

また、2019年度のCO₂排出量を2013年度と比較すると、「業務その他部門」及び「家庭部門」において一定の削減が進んでいる一方、「産業部門」及び「運輸部門」では削減率が低い状況である。（図2）

図1 CO₂排出量の構成比（外円：三重県、内円：全国）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		
							排出量	変化率	
								2013 年度比	前年度比
産業部門	13,556	13,092	13,256	12,878	12,788	13,043	12,680	-6.5%	-2.8%
業務その他部門	3,372	3,397	2,782	2,675	2,539	2,672	2,392	-29.1%	-10.5%
家庭部門	2,949	2,548	2,485	2,526	2,399	2,337	2,293	-22.2%	-1.9%
運輸部門	3,827	3,885	3,708	3,556	3,800	3,541	3,502	-8.5%	-1.1%
エネルギー転換部門	368	382	345	338	355	344	410	11.3%	19.0%
工業プロセス部門	1,295	1,297	1,237	1,166	1,048	1,061	1,068	-17.5%	0.6%
廃棄物部門	586	610	495	510	513	635	648	10.5%	2.0%
CO ₂ 排出量合計	25,953	25,211	24,309	23,650	23,441	23,634	22,993	-11.4%	-2.7%

図2 三重県における部門別CO₂排出量

「産業部門」においては、省エネ法に基づく削減取組や県の地球温暖化対策計画書制度による自主的取組により、各事業者は温室効果ガス排出量の削減に取り組んできたが、まだ十分な削減には至っていない。県では、各事業者にアドバイザーを派遣し、地球温暖化対策計画書制度に基づく取組状況を確認するとともに、国の補助制度等の情報提供や助言等を行うことで、事業者の自主的取組をより一層促進する。また、脱炭素化に取り組む意欲のある中小規模事業者に対しては、専門のアドバイザーを派遣するなどして SBT に準じた目標設定の支援をすることで、県内企業の脱炭素経営の取組を促進する。

「運輸部門」においては、三重県は、人口 100 人当たりの自動車保有台数が全国第 10 位と自動車の利用者が多い県である。また、製造品出荷額は全国第 9 位であり、そのうち約 1/4 を自動車やその部品等を製造する輸送用機械器具製造業が占めている。自動車関連の中小企業等への電動化に向けた対応の支援に注力することなどにより、自動車の電動化を促進することに加え、企業自身やその従業員等に電動車が普及することを見込む。また、再生可能エネルギーによる電力と電気自動車等を活用したゼロカーボンドライブについても普及を促進する。

各部門に共通した事項として、自家消費型太陽光発電設備の導入を促進する。

津市の 2020 年度における日照時間は年間 2,174 時間と、全国の県庁所在地の中で第 9 位であり、こうした日照条件を生かしながら、三重県内では、2022.3 月時点で住宅用 29.0 万 kW（全国第 19 位）、非住宅用 221.4 万 kW（全国第 6 位）の太陽光発電設備が導入されている。ただし、設備の多くは FIT 制度等による売電を目的としており、地域で産まれたエネルギーが県外に流出しているほか、災害時に利用できる電源として機能していない。

こうしたことから、自家消費型太陽光発電設備の導入を促進することで、地域資源を有効活用するとともに、レジリエンスの強化を図る。

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

三重県では、2021 年 3 月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会をめざすとともに、2030 年度における三重県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 30%削減するという目標を掲げ、その実現に向けた取組を進めてきた。

計画の策定後、世界的な脱炭素への取組が加速するなか、国は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正するとともに 2021 年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改定し、新たな削減目標を示した。

こうした状況をふまえ、三重県では 2023 年 3 月の改定に向け「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定作業を進めている。

（改定計画（最終案）の主な内容）

○計画期間

2021 年度から 2030 年度までの 10 年間

○削減目標

（区域施策）2030 年度において 2013 年度比 47%削減

（事務事業）2030 年度において 2013 年度比 52%削減

○追加又は強化する取組

（区域施策）【産業部門】大規模事業所の自主的取組の促進（アドバイザー派遣）

【運輸部門】ゼロカーボンドライブの推進

【家庭部門】省エネ家電の普及促進

【共通取組】自家消費型太陽光発電設備の導入促進、市町における脱炭素への取組の促進、三重県産再エネ電力の利用促進

（事務事業）LED 照明化、公用車の電動車化、自家消費型太陽光発電設備の導入促進、PPA モデル等による再エネ電力の導入、新規の建築物の ZEB 化

○再生可能エネルギーの導入目標

2030 年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約 74.2 万世帯に相当する再生可能エネルギーを県内に導入する。

(3) 促進区域

地球温暖化対策推進法の改正により、2022年4月から地方公共団体実行計画制度が拡充され、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図ることを目的とした、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれた。

三重県では、生活環境への影響や土砂災害の発生等のさまざまな懸念が生じている現状をふまえ、環境に適正な配慮がなされ、かつ地域で合意形成が図られた、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電施設に関する三重県基準を定める。

なお、県基準を定めるにあたり、対象事業や環境配慮事項ごとの情報収集方法、収集結果について、市町や専門家、県関係部局から意見を聴取したうえで検討を行った。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)

改定作業中の三重県地球温暖化対策総合計画における「追加又は強化する取組」のうち、区域施策の「自家消費型太陽光発電設備の導入促進」及び「ゼロカーボンドライブ」、事務事業の「公用車の電動化」、「自家消費型太陽光発電設備の導入促進」、「PPAモデル等による再エネ電力の導入」及び「新規の建築物のZEB化」等に本交付金を活用する。

なお、区域施策における2030年度温室効果ガス排出量削減目標(47%削減)のうち、本交付金の活用により0.11%の温室効果ガス排出量削減に寄与し、事務事業の2030年度温室効果ガス排出量削減目標(52%削減)のうち、本交付金の活用により6.6%の温室効果ガス排出量削減に寄与することを想定している。

また、家庭及び事業所向けの太陽光発電設備及び蓄電池の導入促進を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池の購入を希望する県民や事業者を募集し、一括して発注することによるスケールメリットを生かして価格低減を行い、太陽光発電設備等の普及拡大を図る「太陽光発電設備等共同購入事業」を令和5年度より実施し、交付金による間接補助事業との相乗効果を図る。

県有施設におけるLED照明化については、令和4年度より地方債(公共施設等適正管理推進事業)を活用した取組を進めており、県有施設にPPA等ではなく自らが自家消費型太陽光発電設備を設置する場合においても、今後はこうした地方債の活用や県が独自に実施しているグリーンボンド等を活用していく。

(本計画の目標等)

① 温室効果ガス排出量の削減目標	6,398 トン-CO2 削減/年
② 再生可能エネルギー導入目標	9,887W
(内訳) ・ 太陽光発電設備 ・ 風力発電設備 ・ 中水力発電設備 ・ バイオマス発電設備	9,887kW kW kW kW
③ その他地域課題の解決等の目標	三重県は日照条件に恵まれており、県庁所在地である津市の2023年度における日照時間は2,373時間で、全国の県庁所在地では第8位である。 こうした地域特性を生かして、太陽光発電の導入が進んでいるが、その多くが県外資本によるものである。 本交付金を活用し、自家消費型太陽光発電設備の導入促進を行うことで、地域資源による恩恵を地域に還元するとともに、災害等へのレジリエンス強化を図る。
④ 総事業費	4,098,135,308 円 (うち交付対象事業費 2,388,830,680 円)
⑤ 交付限度額	1,363,973,000 円
⑥ 交付金の費用効率性	13 千円/トン-CO2

(2) 申請事業		
① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		
令和5年度	① 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業 ② 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ③ 蓄電池の民間向け間接補助事業 ④ 蓄電池の個人向け間接補助事業 ⑤ 伊賀庁舎への太陽光発電設備等（ソーラーカーポートを含む）設置事業 ⑥伊賀庁舎への蓄電池設置事業	① 8 件、514kW ② 142 件、721kW ③ 1 件、15kWh ④ 49 件、461kWh ⑤ 1 件、134kW ⑥ 1 件、30kWh
令和6年度	① 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業 ② 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ③ 蓄電池の民間向け間接補助事業 ④ 蓄電池の個人向け間接補助事業 ⑤ 県有施設への太陽光発電設備等設置事業	① 24 件、937kW ② 100 件、491kW ③ 1 件、17kWh ④ 175 件、1,537kWh ⑤ 6 件、150kW
令和7年度	① 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業 ② 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ③ 蓄電池の民間向け間接補助事業 ④ 蓄電池の個人向け間接補助事業 ⑤ 県有施設への太陽光発電設備等設置事業	① 30 件、1,790kW ② 219 件、873kW ③ 6 件、180kWh ④ 170 件、1,171kWh ⑤ 2 件、300kW
令和8年度	① 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業 ② 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ③ 蓄電池の民間向け間接補助事業 ④ 蓄電池の個人向け間接補助事業 ⑤県有施設への太陽光発電設備等設置事業⑥ 県有施設への蓄電池設置事業 ⑦駐在所への太陽光発電設備設置事業	① 14 件、666kW ② 234 件、933kW ③ 7 件、334kWh ④ 67 件、334kWh ⑤ 13 件、400kW ⑥ 2 件、67kWh ⑦ 4 件、20kW
令和9年度	① 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業 ② 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ③ 蓄電池の民間向け間接補助事業 ④ 蓄電池の個人向け間接補助事業 ⑤ 県有施設への太陽光発電設備等設置事業 ⑥県有施設への蓄電池設置事業 ⑦警察署への太陽光発電設備設置事業 ⑧交番への太陽光発電設備設置事業 ⑨駐在所への太陽光発電設備設置事業	① 14 件、666kW ② 200 件、800kW ③ 7 件、334kWh ④ 67 件、334kWh ⑤ 13 件、400kW ⑥ 2 件、67kWh ⑦ 1 件、67kW ⑧ 1 件、5kW ⑨ 4 件、20kW
合計	① 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業 ② 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ③ 蓄電池の民間向け間接補助事業 ④ 蓄電池の個人向け間接補助事業 ⑤ 伊賀庁舎への太陽光発電設備等（ソーラーカーポートを含む）設置事業 ⑥伊賀庁舎への蓄電池設置事業 ⑦県有施設への太陽光発電設備等設置事業 ⑧県有施設への蓄電池設置事業 ⑨警察署への太陽光発電設備設置事業 ⑩交番への太陽光発電設備設置事業 ⑪駐在所への太陽光発電設備設置事業	① 90 件、4,573kW ② 895 件3,818kW ③ 22 件、880kWh ④ 528 件3,837kWh ⑤ 1 件、134kW ⑥ 1 件、30kWh ⑦ 34 件、1250kW ⑧ 4 件、134kWh ⑨ 1 件、67kW ⑩ 1 件、5kW ⑪ 8 件、40kW
② 地域共生・地域裨益型再エネの立地		
年度		

合計		
③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導		
令和 6 年度		
令和 7 年度		
令和 8 年度	①交番の ZEB 化 ②駐在所の ZEB 化	① 1 件（1 年目） ② 4 件
令和 9 年度	①警察署の ZEB 化 ②交番の ZEB 化 ③駐在所の ZEB 化	① 1 件 ② 1 件（2 年目） ③ 4 件
合計	①警察署の ZEB 化 ②交番の ZEB 化 ③駐在所の ZEB 化	① 1 件 ② 1 件 ③ 8 件
④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		
令和 6 年度		
令和 7 年度		
令和 8 年度	駐在所の ZEH 化	4 件
令和 9 年度	駐在所の ZEH 化	4 件
合計	駐在所の ZEH 化	8 件
⑤ ゼロカーボン・ドライブ		
令和 5 年度	①県有施設への電気自動車導入事業	① 2 台
令和 6 年度	①県有施設への外部給電器設置事業	① 2 台
令和 7 年度		
令和 8 年度		
令和 9 年度		
合計	① 県有施設への電気自動車導入事業 ② 県有施設への外部給電器設置事業	① 2 台 ② 2 台
(3) 事業実施における創意工夫		
地球温暖化対策推進法の改正により、地域地球温暖化防止活動推進センターの役割として、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うことが追加された。		
本計画では、工場・事業所向けの太陽光発電設備及び蓄電池の間接補助事業を三重県地球温暖化防止活動推進センターが実施することで、温室効果ガスの排出の量の削減等に自らが貢献するとともに、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動につなげていく。		
また、家庭向けの太陽光発電設備及び蓄電池の間接補助事業を市町が実施することで、市町の地球温暖化対策への取組を強化するとともに、三重県域全体への自家消費型太陽光発電設備等の普及拡大を効果的に進める。		
県有施設においては、ソーラーカーポート等によるゼロカーボンドライブや PPA モデルを活用した自家消費型太陽光発電設備の導入、交番の ZEB 化等により、温室効果ガス排出量削減を行うほか、県が率先してモデル事業として取り組むことで、県民や事業者の取組の参考としていただく。		
(4) 事業実施による波及効果		
工場・事業所向け及び家庭向けの太陽光発電設備等への補助事業を行うことにより、県内の多くの地域で自家消費型太陽光発電設備の普及拡大が見込める一方、補助事業を利用しなかった事業者や個人の方々においても県や市町が温室効果ガス排出削減に向けた取組に重点を置いていることを感じ、意識改革の効果を見込む。また、補助事業を太陽光発電設備の共同購入事業と並行して実施することで、より一層の普及効果を見込む。		
また、県有施設において実施したモデル的な事業を積極的に公開し、同様の取組が県内に普及していくよう取り組んでいく。		

(5) 推進体制

①地方公共団体内部での推進体制

知事、副知事、危機管理統括監及び各部局等の部長等で構成する「三重県脱炭素社会推進本部」（参考資料１）において、各部局等の取組状況や温室効果ガス排出量の削減状況等を定期的に共有し、各部局相互の参考にするとともに、国の補助事業や他県の取組事例等を共有することで、取組の強化を図っていく。

②地方公共団体外部との連携体制

三重県地球温暖化対策総合計画を着実に推進し、実行あるものとするため、県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を設置し、毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を評価し、必要な対策の追加・拡充または見直しを行い、継続的な改善を行う。

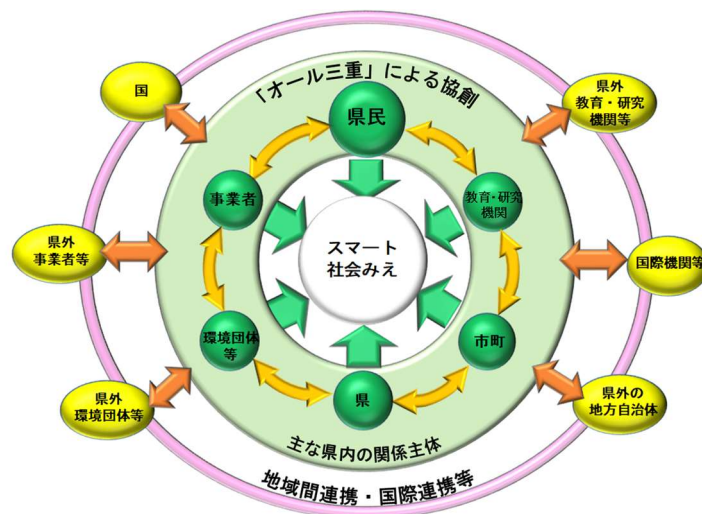


図3 計画の推進イメージ

なお、間接補助事業の実施においては、地域地球温暖化防止活動推進センター及び市町と連携して取り組むほか、広報活動等において各業界団体や商工会議所、自動車販売店等と連携して取り組んでいく。

また、本計画とは別に実施する太陽光発電設備等の共同購入事業では、県内事業者を優先的に使用する仕組みを検討する。

3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 三重県財政力指数 0.586

(2) 地域特例

該当地域：なし

対象事業：なし